

## 下関市住宅改修の相談・支援業務に係る助成に関する取扱要綱

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護支援専門員等が行う業務のうち、介護報酬で対応することができない住宅改修費の支給申請をするための理由書の作成業務に係る助成金（以下「助成金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援専門員等 介護支援専門員、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者、下関市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年条例第80号）第2条に規定する基準を満たす地域包括支援センターの職員その他これらに準ずる資格を有する者として市長が認めるもの
- (2) 居宅介護支援事業所等 介護支援専門員等が属する事業所又は事業者
- (3) 要介護被保険者等 現に本市が行う介護保険の被保険者であって介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法53条第1項に規定する居宅要支援被保険者
- (4) 住宅改修支援業務 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費等」という。）の支給を受けるために行う申請に添付する必要がある介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第3号又は第94条第1項第3号に規定する書類（以下「理由書」という。）を作成する業務
- (5) 居宅介護支援等 法第8条第24項に規定する居宅介護支援、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援、法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、法第8条第23項に規定する複合型サービス及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。
- (6) 居宅介護支援費等 法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費、法

第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費、法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費のうち同条第2項第1号に規定する複合型サービス及び同項第3号に規定する小規模多機能型居宅介護に要した費用並びに法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費のうち同条第2項第2号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に要した費用をいう。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、住宅改修支援業務1件につき、2,000円とする。

(助成金の対象)

第4条 助成金は、次の各号のいずれにも該当するときに居宅介護支援事業所等に支給するものとする。

- (1) 居宅介護支援事業者等が要介護被保険者等に対して住宅改修支援業務を提供すること。
- (2) 住宅改修支援業務を行った月において、要介護被保険者等が居宅介護支援等の提供を受けていないこと。
- (3) 住宅改修支援業務を行った月及び住宅改修着工の属する月において、居宅介護支援事業者等が要介護被保険者等に係る居宅介護支援費等を算定していないこと。
- (4) 当該住宅改修の施工を請け負った事業所等に住宅改修支援業務を行った介護支援専門員等が属していないこと。
- (5) 住宅改修支援業務を行った住宅改修について、住宅改修費等の給付が行われることが決定していること。

(助成金の申請手続)

第5条 助成金の支給を受けようとする居宅介護支援事業所等(以下「申請者」という。)は、要介護被保険者等から住宅改修費等の支給に係る申請がなされた後、住宅改修費の理由書作成業務に係る助成金支給申請書(様式第1号)に住宅改修理由書作成明細書(様式第2号)を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲

内において、助成金の支給を決定するものとする。

(支給決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の支給を決定したときは、住宅改修の理由書作成業務に係る助成金支給額決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により、助成金の支給が適当でないと認めるときは、住宅改修の理由書作成業務に係る助成金不支給決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、助成金の支給を受けようとするときは、市長に請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

(助成金の支給)

第9条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、助成対象者に当該請求額を支給するものとする。

(関係書類の整備等)

第10条 助成対象者は、助成金の支給を受けた住宅改修支援業務に係る関係書類を整備し、当該住宅改修支援業務の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(支給決定の取消し及び助成金の返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他市長が助成金を支給することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を支給しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(質問等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し質問をし、報告を求め、第10条の関係書類を検査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の住宅改修の相談・支援業務に係る助成に関する取扱要綱の規定により支給を決定した助成金については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

3 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、平成33年度以前の予算に係る補助金の取扱い（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る助成金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前下関市住宅改修の相談・支援業務に係る助成に関する取扱要綱様式第1号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前下関市住宅改修の相談・支援業務に係る助成に関する取扱要綱様式第1号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

## 住宅改修の理由書作成業務に係る助成金支給申請書

(宛先) 下 関 市 長

住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務に係る助成金の支給を申請します。

年 月 日

所 在 地

申請者 名 称

代表者職・氏名

事業所名  
(申請者の名称と異なる場合)

件 円

(添付書類)

住宅改修理由書作成明細書

※助成金の支給申請は、住宅改修費の支給申請がなされた後、サービス提供月（住宅改修着工月の属する月）の翌々月の1日から2年以内に行ってください。それを過ぎると時効により請求権が消滅します。（例）令和2年4月がサービス提供月の場合、令和2年7月1日から令和4年6月末日までの間に請求を行ってください。

住宅改修理由書作成明細書

事業所番号	
事業所名称	
〒 所在地	

	被保険者番号	被保険者氏名	(着工年月)	
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				
⑪				
⑫				
⑬				
⑭				
⑮				
⑯				
⑰				
⑱				
⑳				
計		件	単価 2,000 円	円

住宅改修の理由書作成業務に係る助成金支給額決定通知書

第 年 月 号  
日

様

下関市長



年 月 日付で申請のあった住宅改修の理由書作成業務に係る助成金については、次のとおり交付します。

	被保険者番号	被保険者氏名	着工年月		助成費
1					円
2					円
3					円
4					円
5					円
6					円
7					円
8					円
9					円
10					円
11					円
12					円
13					円
14					円
15					円
	計			件	円

問合せ先

〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市介護保険課給付係

TEL 083-231-1139





# 請求書

金 円

年 月 日付け 第 号により支給決定のあった、次の者についての住宅改修の理由書作成業務に係る助成金について、上記金額を請求いたします。

被保険者氏名


年 月 日

(宛先) 下 関 市 長

(申請者の所在地、名称及び代表者職・氏名)

事業所名

(申請者の名称と異なる場合)

〈振込先〉

口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号					
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金				
					2 当座預金				
				3 その他					
フリガナ									
口座名義人									